

分譲マンションで快適に暮らすため、 管理規約を見直そう！



あちこち修理が必要になってきた…
大規模改修はどうするんだろう…
修繕積立金って値上げできるのかなあ…



理事長を引き受けたけど

民泊とかも話題になってきたけど…
理事長って何年やるんだろう…
でもみんな高齢になってきたし…



様々な問題に対応するために
専門家の意見も聞きながら、みんなで話し合っ
てルールを決めておきましょう



熊本市では、管理組合が管理規約整備を実施する際にかかる費用の一部を補助します。

補助の詳細は裏面をご覧ください

「熊本市 分譲マンション管理規約整備支援事業」

1. 事業の目的と概要

（目的）

この事業は、共同生活のルールである管理規約を整備する際にかかる費用の一部を補助することにより、分譲マンションの適正な管理運営を促進するとともに、あわせて良好な住環境の形成とコミュニティの充実を図っていくことを目的としています。

（概要）

- ・管理組合が区分所有者による協議により管理規約整備を実施する際に市が費用の一部を補助します。
- ・整備完了後は、2年間、市へ管理規約に基づく管理運営状況の報告を行っていただきます。

※ 分譲マンションとは：この事業では、5以上の区分所有者が存在する建物で、5以上の人の居住の用に供する専有部分のあるもの並びにその敷地及び付属施設等とします。

※ 管理規約整備とは：区分所有者による協議により、管理規約を新たに作成又は改正しようとするものとします。

2. 補助対象となるマンション

次に掲げる全ての要件を満たす分譲マンションが対象です。

- ① 熊本市内に所在すること。
- ② 専門家(専門家が在る法人)と契約し、区分所有者で協議を行い、管理規約整備を行うこと。
- ③ 過去に本事業に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

3. 補助額

- ・補助する金額は、管理規約整備にかかった費用の2分の1以内の額で、10万円を上限とします。

4. 手続きの流れ

- ・補助金交付申込書を震災住宅支援課へ提出し、補助金の交付承諾通知を受けた後、専門家と契約し、管理規約整備を進めて下さい。なお、受付は先着順とし予算の範囲内とします。
- ・概要は、熊本市のホームページでもご覧いただけます。
- ・詳細は震災住宅支援課 マンション管理支援班へお問い合わせ下さい。

熊本市では関係団体と連携し「マンション耐震化補助」、「マンション管理相談会」、「マンション管理セミナー」等も実施しています。詳細はお問い合わせ下さい。

【 お問い合わせ先 】

熊本市 震災住宅支援課 マンション管理支援班 電話：096-328-2989